

# 富山西総合病院介護医療院 運営規程

## （事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団藤聖会（以下「事業者」という。）が開設する介護医療院「富山西総合病院介護医療院」（以下「介護医療院」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の従業者が利用者に対し、適正な介護医療院サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

## （事業の運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な事業を提供するとともに、自らその提供する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭と結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

## （介護医療院の名称等）

第3条 介護医療院の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 富山西総合病院介護医療院  
(2) 所 在 地 富山県富山市婦中町下轡田 1019  
(3) 入所定員 48名

## （介護医療院の職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 介護医療院に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| (1) 管理者                | 1名           |
| (2) 医師                 | 1名以上（常勤換算）   |
| (3) 薬剤師                | 0.4名以上（常勤換算） |
| (4) 看護職員               | 8.0名以上（常勤換算） |
| (5) 介護職員               | 9.6名以上（常勤換算） |
| (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1名以上         |
| (7) 管理栄養士又は栄養士         | 1名以上         |
| (8) 介護支援専門員            | 1名以上         |
| (9) 診療放射線技師            | 1名以上         |

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入院の対象者は、要介護1以上で基本的に長期にわたり療養が必要な者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、適切な療養、日常生活上の世話等の介護、機能訓練、相談援助、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
  - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
  - ウ 医療・介護技術の進歩に対応し、適切な医療・介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - エ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
  - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - カ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
  - キ 栄養状態、利用者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
  - ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

3 前項費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 入院中の食事は、特段の事情がない限り介護医療院が提供する食事を摂取いただくこととする。
- (2) 面会は介護医療院の指示に従い行うこと。

- (3) 外出・外泊は、所定の手続きに基づき申請し、管理者又は医師の許可を得ること。
- (4) 介護医療院、併設施設及びその敷地内での飲酒、喫煙及び火気の取扱いは禁止する。
- (5) 所持品、備品等の持ち込みは介護医療院に申告しなければならない。
- (6) 金銭、貴重品の管理は、原則家族等で管理する。やむを得ず利用者が管理する場合は、その利用者の全責任のもと管理する。
- (7) ペットの連れ込みは、禁止とする。
- (8) 敷地内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (9) 他者への迷惑行為は、禁止する。

#### (非常災害対策)

第9条 介護医療院は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出及びその他必要な訓練を行うものとする。

2 介護医療院は、利用者の特性に応じ、食料その他非常時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

#### (相談、苦情への対応)

第11条 施設は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 介護医療院は、前項の苦情の内容等について記録し、利用者の契約終了から2年間保管する。

#### (個人情報の保護)

第12条 介護医療院は、利用者及びその他家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

#### (虐待の防止等)

第13条 利用者の権利の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 虐待の防止等に係る措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (身体の拘束等)

第14条 介護医療院は常に利用者や他の利用者の生命や身体を保護するためなど、緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束を行わない。ただし、緊急時やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その他の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（記録の整備と保管）

第15条 介護医療院は、利用者に対する介護医療院サービス等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は医療法人社団藤聖会の理事長と介護医療院の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は2024年7月1日より施行する。